

漂着ごみ組成調査に係る Q&A 集 (第 4 版)

令和 7 年 3 月

環境省 水・大気環境局 海洋環境課

海洋プラスチック汚染対策室

(請負先：日本エヌ・ユー・エス株式会社)

目 次

第1章 調査の目的・成果	2
Q 1 自然的条件の変動を踏まえた効果の検証.....	2
Q 2 漂着量と現存量について.....	3
Q 3 環境への影響把握を行いたい場合のデータ選択.....	5
Q 4 容量と重量の比較.....	5
第2章 調査計画	6
Q 5 調査時期の統一.....	6
Q 6 河口と調査地点間の距離.....	7
Q 7 河口付近の調査地点.....	7
Q 8 海流の影響が把握可能な調査地点選定の要否.....	8
Q 9 清掃が実施されている海岸の選定.....	8
第3章 調査準備	9
Q 10 作業員の調達先	9
第4章 調査実施（回収）	10
Q 11 大型漂着物の回収要否	10
Q 12 内容物の入ったペットボトルの取扱い	10
Q 13 2.5cm 未満の漂着ごみの取扱い 1	11
Q 14 2.5cm 未満の漂着ごみの取扱い 2	11
Q 15 メソプラスチックの取扱い	12
Q 16 前年度の調査範囲に漂着したごみの量が平均的でない場合の取扱い	12
Q 17 長い海岸での調査範囲	13
Q 18 調査範囲の 50m 幅の計測	13
Q 19 植生にごみが堆積している場合の調査範囲の考え方 1	14
Q 20 植生にごみが堆積している場合の調査範囲の考え方 2	14
Q 21 豪雨災害等で大量の自然物が漂着している場合	15
第5章 調査実施（分類）	16
Q 22 プラスチック製かごの分類	16
Q 23 乳酸菌飲料・マヨネーズの容器の分類	16
Q 24 飲料用表記のないペットボトルの取扱い	17
Q 25 素材が不明な衣類の分類	17
Q 26 紙コップのふたの分類	18
Q 27 発泡スチロール製魚箱・輸送箱の分類	18
Q 28 漁網以外の網の分類	19
Q 29 漁具以外のロープの分類	19

Q 3 0	お弁当のバランの分類	20
Q 3 1	プラスチック製キャップ付きガラス容器の分類	20
Q 3 2	ラミネート加工の食品用の紙製容器の分類	20
Q 3 3	モップ（プラスチックと金属の混合物）の分類	21
Q 3 4	空き缶の中に入っているたばこの分類	21
Q 3 5	「分類に無いもので多数見つかった場合には記載」の定義	21
Q 3 6	カキ養殖用まめ管の判別	22
Q 3 7	漁網とロープが絡まり合って漂着している場合の分類	22
Q 3 8	ウレタンの分類	23
第 6 章	調査実施（計測）	24
Q 3 9	素材のわかる破片の計数の要否	24
Q 4 0	ふた付き飲料用ペットボトルの計数	24
Q 4 1	破片化した状態で漂着しているペットボトルの計数	25
Q 4 2	回収中に破片化する物の計数	25
Q 4 3	破片や灌木の計測	25
Q 4 4	流木の計量作業	26
Q 4 5	中身入りペットボトルについて	26
第 7 章	調査実施（言語表記調査）	27
Q 4 6	分類	27
Q 4 7	計測内容	28
第 8 章	記録	29
Q 4 8	データシートへの記載	29
Q 4 9	調査データの最小単位	29
Q 5 0	大型漂着物の重量換算計数について	30

はじめに

海岸漂着物処理推進法第 22 条では、「国及び地方公共用団体は、（略）定期的に、海岸漂着物等の発生状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない。」と規定している。これを踏まえ、環境省では、地方公共団体を対象に、環境省による過年度の漂着ごみのモニタリング調査と比較可能で、かつ、地方公共団体が中長期間にわたり継続的に実施可能になるよう比較的簡便な調査手法を示した「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」（以下単に「ガイドライン」という。）を策定した。

本 Q & A 集は、ガイドラインを補完するものである。本 Q & A 集については、ガイドラインの改訂、調査事例の蓄積等により新たな疑義が生じるものと思われることから、適宜内容を更新していく。

第1章 調査の目的・成果

Q 1 自然的条件の変動を踏まえた効果の検証

調査結果から施策の効果を検証するに当たり、調査日毎に潮流や海流の速度が違いため、効果の現れる時期や場所が異なるものと思われるが、その場合、どの時点及び地点のデータに着目して効果を検証すればよいのか。

A 1 潮流や海流のほか、季節風、河川の増水、台風等の影響により漂着ごみの量及び種類は変化する。

そのため、河川の増水、台風等に起因する出水等による突発的な影響を除くことにより、常態的な状況を調査することが望ましい。また、風による短期的な変化を低減するためには、できる限り大きな海岸、奥行きのある調査範囲を選定することが有効である。

その上で、中長期的に継続して同一地点・同一時期に調査することにより、できる限り各年度の調査条件を合わせて、潮流、海流、季節風等の変動による漂着量及び種類への影響を低減し、年単位の漂着ごみの量や組成の傾向を把握することが有効であると考えられる。さらに、調査地点間や時期のデータを合算することにより、それらの変動による影響を均して効果を検証する方法もある。

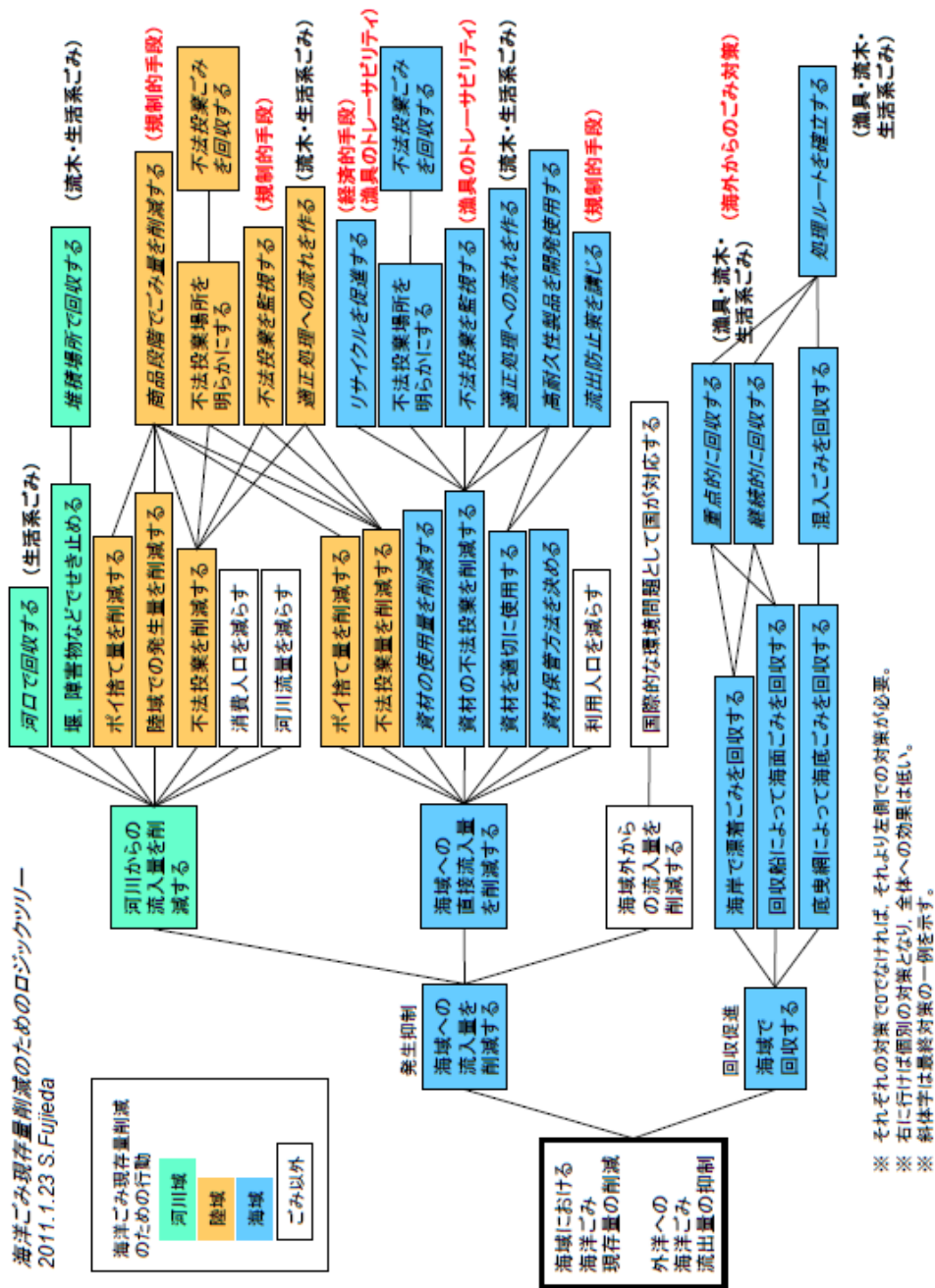
効果の検証に当たっては、漂着ごみの増減が自然的要因によるものであるか否かを分析するための基礎情報として、調査地域の卓越風、(河口付近での調査においては)最近傍の河川の出水に係る情報を把握することが望ましい。

Q 2 漂着量と現存量について

調査の目的として把握すべき漂着物の量は、1年間に新たに漂着した物の量なのか、あるいは、調査時点において海岸に現存する漂着物の量のいずれか。

A 2 ガイドラインに記載の漂着量とは、漂着ごみ組成の経年変化を明らかにし、発生抑制対策の効果検証等に活用することを目的として定期的・長期的に把握する、1年間に海岸へ漂着するごみのおおまかな量である。これまでの環境省モニタリング調査では、漂着量の把握を目的としてきており、ガイドラインにおいても、1年間に漂着した量の把握を想定している。ただし、漂着量又は現存量を把握することはそれぞれに利点が存在することから、地域の実情に応じて、把握すべき量を選定いただきたい。なお、漂着量と現存量の特徴は以下のとおりである。

漂着量調査の特徴	現存量調査の特徴
・ 発生抑制対策の効果検証に適している ・ 清掃活動の少ない海岸を選定する必要がある ・ 植生部分の回収は不要（発生抑制効果の表れにくい部分であるため） ・ 調査範囲内において、1年間に漂着した物を全て回収する必要があるため、毎年定期的・長期的に調査を実施する必要がある ・ 応答の鈍い奥行きのある海岸を選定することが望ましい	・ 清掃事業の効果検証に適している ・ 清掃活動のある海岸を選定することも可能 ・ 植生部分の回収が必要（現存量には1年以上前に漂着した物も含めるため） ・ 必ずしも毎年調査を実施する必要はない ・ 現存量調査の結果から漂着ごみの現存量削減を検討する場合は、以下の図を参照されたい



藤枝 (私信) より作成

図 2.4-1 海洋ごみ現存量削減のためのロジックツリー

出典：平成 22 年度漂流・漂着ゴミ原因究明・国外流出調査業務報告書（環境省）

Q 3 環境への影響把握を行いたい場合のデータ選択

環境への影響把握を行いたい場合は、どの単位を使用するのが望ましいか。

A 3 調査で把握したい環境要素ごとに受ける影響の要因を踏まえ、適切な単位を選択する。例えば景観への影響把握であれば、容量を選択することが考えられる。

Q 4 容量と重量の比較

昨年度まで容量で計測していた場合、今年度から重量で計測すると比較が難しくなるか。

A 4 漂着ごみの組成について、重量と容量の組成が概ね一致することから、昨年度の容量を重量換算係数により換算し、今年度の重量ベースの漂着ごみ組成と比較することは困難ではないと考えられる。

第2章 調査計画

Q 5 調査時期の統一

全国的な調査であることを踏まえ、調査時期も統一すべきか。

A 5 ガイドラインでは、調査時期は「漂着ごみが多い時期」に設定することとしている。これは、漂着ごみの実態把握のためにはサンプル数がより多いことが望ましく、また、調査時期を固定した場合、台風や豪雨等の漂着量への影響を低減できないおそれがあるためである。漂着ごみの量は潮流、海流、季節風、河川の増水、台風等の影響を受けるため、地域により漂着ごみが多い時期は異なる。したがって、調査時期は各地域の漂着状況を踏まえ設定いただきたい。なお、調査時期は、出水後1ヶ月をあけて調査を実施することを基本とする。出水等の時期を除くことが困難な場合や想定外の出水等があった場合には、データシート（ガイドライン別紙5）の台風・豪雨のチェック欄に記載する。

Q 6 河口と調査地点間の距離

調査地点について、河口から 3km または 1km 程度を離すという目安の理由は何か。

A 6 河口と調査地点の離隔距離については、潮流の流程（一周期（潮の満ち引き）で潮が往復移動する距離）を考慮して決定する。潮流の流程は、おおまかにはその地域で最も卓越する潮流の振幅×潮流の周期/ π により算出されるが、潮流の振幅（速さ）は海域毎に異なり、厳密に算出する場合は、各調査地点の振幅を把握する必要がある。したがって、「海辺の漂着物調査(2019年度)マニュアル」（公益社団法人環日本海環境協力センター）における記載（大きな河川の河口から両サイド 1 km 以内の海岸）や各海域の一般的な流程を考慮し、有識者の意見を踏まえ、おおよその目安となる距離を太平洋側は 3km、日本海側、瀬戸内海は 1 km としたものである。

Q 7 河口付近の調査地点

自治体で発生抑制対策を検討するために、河川からの流下の影響を確認する場合には、調査地点を河口付近で選定してもよい。

A 7 自治体ごとに調査の目的に応じて調査地点を選定いただきたいことから、当該目的の手段として調査地点を河口付近で選定することは差し支えない。

Q 8 海流の影響が把握可能な調査地点選定の可否

陸域からの影響を調べるために河口付近で調査地点を選定した場合、それとは別に海流の影響を把握するための調査地点も選定する必要があるか。

A 8 ガイドラインでは、最小要件として、調査頻度は年1回としていることから、自治体の調査の目的に応じ河口付近のみを調査地点とすることは差し支えない。しかしながら、日本は海流の影響を受ける海岸が多く、全国的に漂着ごみの全体像を把握するという調査の目的に鑑み、河口から離れた地点も選定することが望ましい。

Q 9 清掃が実施されている海岸の選定

調査の適地と考えられる地点は、いずれも地域のボランティア清掃等が行われているが、調査地点として選定して差し支えないか。

A 9 漂着ごみの多い海岸において地域のボランティア清掃等が行われている場合には、地域の清掃活動との調整として、例えばボランティア団体と協力して調査を同時に実施する、調査範囲の漂着ごみを清掃活動の対象から除く等が考えられる。調整が難しい場合には、データシート（ガイドライン別紙5）の「清掃」にチェックいただきたい。その際にも、漂着量が多くなり、かつ、ボランティア清掃から時間の空いた時期に調査すること等により、できる限り影響を低減いただきたい。

第3章 調査準備

Q 1 0 作業員の調達先

遠隔地の調査において、現場作業員は現地で雇用すべきか。

A 1 0 作業員の調達については、特段の決まりはない。しかし、調査地域特有の漂着ごみの存在の把握や漂着ごみに係る地域への普及啓発の観点から、調査地域の住民や地域に精通している者に協力を依頼することが有効である。現地において人員の確保が難しい場合には、その他の地域から人員を確保することも考えられる。作業員の確保については、「海岸清掃事業マニュアル」（平成 23 年 環境省）の p. 34 も参考にされたい。

第4章 調査実施（回収）

Q 1 1 大型漂着物の回収要否

大型漂着物は必ずしも回収しなくともよいのか。

A 1 1 人力で回収が困難な大型漂着物の回収は原則不要である。その際には、その漂着ごみの項目、漂着位置の緯度・経度、漂着ごみの容積が把握できる寸法を記録し、重量に換算した値及び個数をデータシートの該当する項目に反映することとする。なお、作業の安全を確保することを前提に、回収することを妨げるものではない。

Q 1 2 内容物の入ったペットボトルの取扱い

中に液体が入っているペットボトルは、どのように取り扱うべきか。

A 1 2 ペットボトルにふたが閉じており、容器の破損による内容物の漏れがない状態においては、その漂着状態のまま回収・計測する。一方、容器の破損やふたが開いていることにより海水・雨水が流入しているものについては、海水・雨水を取り除いて計測する。なお、容器は破損しているが、中身が雨水・海水のような自然物でない汚水が含まれる場合においては、環境保全上の観点から内容物を分別した上で計測し、汚水については廃棄物処理法にしたがって、適正処理されたい。

Q 1 3 2.5cm 未満の漂着ごみの取扱い 1

たばこのフィルター等の一部の 2.5 cm未満のものが対象となっているのはなぜか。

A 1 3 ガイドラインの対象は原則 2.5 cm以上の漂着ごみであるが、有識者の意見を踏まえ、たばこ吸い殻（フィルター）やカキ養殖用まめ管等、特に注視すべきとされた品目については 2.5 cm未満であっても調査対象としている。

Q 1 4 2.5cm 未満の漂着ごみの取扱い 2

たばこ吸い殻（フィルター）やカキ養殖用まめ管以外に、2.5cm 未満であっても調査対象とすべき漂着物はあるか。

A 1 4 調査の目的を踏まえ、漂着ごみの発生抑制（発生源の推定）に資するものであれば、2.5cm 未満でも回収することが望ましい。例えば、缶のプルタブや釣り針など、地域の特性に応じ多数確認される品目は、回収し、記録することが考えられる。なお、2.5cm 未満の漂着ごみの分類については、その判断がより困難となることから、品目の特定が可能であるものに限り分類されたい。

Q 1 5 メソプラスチックの取扱い

漂着ごみは 2.5cm 以上、マイクロプラスチックは 5mm 以下としているが、その間の大きさのごみ（メソプラスチック）については調査する必要はないのか。

A 1 5 調査対象については、国内外の漂着ごみ調査の結果が比較可能なものとなるよう、International Coastal Cleanup (ICC) や国連環境計画 (UNEP)、米国海洋大気庁 (NOAA) のマニュアルやガイドラインを踏まえ、2.5 cm 以上としているところである。国際動向等を踏まえつつ、今後とも検討していく。

Q 1 6 前年度の調査範囲に漂着したごみの量が平均的でない場合の取扱い

調査範囲は、前年度と同じ地点と漂着ごみの量が平均的と見られる地点が異なる場合、どちらを優先すべきか。

A 1 6 調査範囲は、前年度と同じ調査範囲を選定することが望ましい。しかし、陸域からの不法投棄や出水等により局所的に大量の漂着物がある場合や清掃活動が行われたことにより漂着物がない等、常態的な様子でない箇所が存在する場合には、当該範囲を避けて漂着ごみの量が平均的と見られる地点を選定する。

Q 1 7 長い海岸での調査範囲

一つの海岸における調査は、その海岸距離にかかわらず、1点だけの調査範囲を設ければよいか。

A 1 7 海岸延長の長い海岸では、同じ地形パターンの繰り返しとなっていることがあるため、その中の一つ(例 海岸の出っ張りから出っ張りまでの間等)を代表点として選定することが有効である。

Q 1 8 調査範囲の 50m 幅の計測

汀線が大きく弧を描いている場合には、汀線の長さの判断は、両端の直線距離で計算するのではなく、曲線の長さで計上したものでよいのか。

A 1 8 汀線の曲がり方が急な海岸において、調査範囲の 50m 幅を直線で設定した場合、調査範囲に海面が含まれることがあるため、汀線に沿って調査範囲の幅を計測されたい。

Q 1 9 植生にごみが堆積している場合の調査範囲の考え方 1

汀線から植生境界までの距離が約 10m、汀線から堤防までの距離は約 20m の海岸において、風や波の影響で多くの漂着ごみが植生境界を越えて植生部分に堆積している場合、汀線から堤防まで調査するべきか。

A 1 9 調査範囲の奥行きは、陸域から海岸への直接的影響を避けるため、後背地（植生があるところ）までを対象とすることを原則としている。これは、ガイドラインが年間の漂着量の把握を主な目的としており、その場合には、植生部分のごみは変動が少ないので、植生部分を調査範囲とする必要はない。一方で、漂着物の現存量を把握する目的の場合、植生部分も調査範囲とする必要がある。

Q 2 0 植生にごみが堆積している場合の調査範囲の考え方 2

調査範囲の奥行について、植生境界の一部が他と比較して大きく後退している場合、植生境界が大きく後退している部分を除いて調査範囲とするのか。また、後退した奥行きを植生境界とする場合、調査範囲の一部に植生が含まれることとなるが、データシートには調査範囲内の植生に漂着しているごみも含めるのか。

A 2 0 調査範囲の考え方については、海岸の特性が地域毎に異なるため、個別具体的に判断する必要があるが、植生境界の一部が他と比較して陸側に後退している部分がある場合には、少なくともその場所には海水が到達しており、海域を漂流していた物が漂着する可能性があるため、その部分を最奥として汀線の水平方向に調査範囲（陸側）の境界を設定することが漂着ごみの状況把握の観点から有効である。その場合、調査範囲に一部植生が含まれるが、それらの植生上に漂着物が存在する場合には、安全面や自然環境保全の観点

から可能な範囲で回収し、データシートに反映するものとする。

Q 2 1 豪雨災害等で大量の自然物が漂着している場合

豪雨災害等で大量の流木・灌木が漂着している場合、調査範囲内にあれば全て回収する必要があるのか。

A 2 1 出水等があった時は、出水後 1 ヶ月以上をあけて調査を実施することを基本とするため、少なくとも 1 か月の間隔を空けて、調査範囲の漂着ごみを全量回収する。なお、漂着個数が非常に多い場合（数万個等）には、計測は簡略化することが可能である。

第5章 調査実施（分類）

Q 2 2 プラスチック製かごの分類

プラスチック製のかごの分類は、何に分類したらよいか。

A 2 2 プラスチック製のかごは、大分類「プラスチック」の「その他」に分類する。

Q 2 3 乳酸菌飲料・マヨネーズの容器の分類

乳酸菌飲料のような 100mL 弱のプラスチック製容器や、マヨネーズの容器は、何に分類したらよいか。

A 2 3 乳酸菌飲料やヨーグルトのプラスチック製容器のように、ふたを剥がした後、再びふたを閉めることが困難な飲食用の容器については、大分類「プラスチック」の「食品容器」に分類する。マヨネーズ容器のような内容物の出入り口の幅が狭く、ふたの開閉が可能な構造のプラスチック製容器については、「その他のプラボトル」に分類する。

Q 2 4 飲料用表記のないペットボトルの取扱い

海岸に漂着したボトルはラベルも剥がれ、飲料用なのかそうでないのかわからないものは、何に分類したらよいか。

A 2 4 飲料用であるかどうかはボトルやキャップの表示から判断できない場合において、その形状等から国内のものであることが推定できる場合においては、飲料用として取り扱う。これは、2019 年の PET 樹脂のマテリアルフロー（「PET ボトルリサイクル年次報告書 2020」PET ボトルリサイクル推進協議会）によると、国内のペットボトル全体に使用されたペット樹脂に占める清涼飲料用ボトルに使用されたペット樹脂の割合は、約 88%であることを踏まえたものである。

Q 2 5 素材が不明な衣類の分類

素材を示すタグの付いていない衣類は何に分類したらよいか。

A 2 5 素材のわからない衣類については、いずれの大分類にも該当しないことから、大分類「その他」に分類する。

Q 2 6 紙コップのふたの分類

テイクアウト用等の紙コップの上に付いているプラスチック製のふたは何に分類したらよいか。

A 2 6 ふたの表示から食品容器であることが判断可能な場合には、大分類「プラスチック」の「食品容器」に分類する。なお、判断が困難な場合には、大分類「プラスチック」の「その他」に分類する。

Q 2 7 発泡スチロール製魚箱・輸送箱の分類

発泡スチロール製魚箱・輸送箱は何に分類したらよいか。

A 2 7 発泡スチロール製魚箱については、その大きさを含む形状や発生源がほかのプラスチック製又は発泡スチロール製食品容器とは大きく異なることを踏まえ、本調査では大分類「発泡スチロール」の「その他」に分類する。また、その他の生鮮食品（果実や野菜）の輸送に使用される発泡スチロール製輸送箱も同様の取扱いである。ただし、当該漂着ごみが多数見つかった場合には、「分類に無いもので多数見つかった場合には記載」の欄に記録する。なお、これらの分類は必ずしも廃棄物処理上の分類と一致しないことに留意されたい。

Q 2 8 漁網以外の網の分類

漁網以外のプラスチック製の網は何に分類したらよいか。

A 2 8 プラスチック製の網のうち、漁具ではないものについては、その他プラスチック袋等のほかの分類に該当しない限りは、大分類「プラスチック」の「その他」に分類する。なお、漁網であるかどうかの判断については、撚糸の構成（モノフィラメントもしくはマルチフィラメント）、撚数（糸 1m 当たりの撚り（回転）の数）、色、目合、網糸直径、素材等によって判断されるが、漁具に精通していない者がそれらの情報から推定することは難しいため、実態としては、浮子（フロート）や沈子（おもり）、浮子網、ロープの有無等の仕立てや構造から推定することとなる。なお、過去に陸上網として、ゴルフ練習用の網を分類した事例があり、これは、網目形状（角目）、目合及び色の特徴から判断した。

Q 2 9 漁具以外のロープの分類

漁具以外のロープは何に分類したらよいか。

A 2 9 プラスチック製のロープ・ひものうち、漁具ではないものについては、テープ（荷造りバンド、ビニールテープ）に該当しない限りは、大分類「プラスチック」の「その他」に分類する。また、天然繊維のロープについては、大分類「天然繊維、革」の「ロープ、ひも」に分類する。なお、漁業用ロープ・ひもであるかどうかの判断については、漁網と同様に仕立てや構造等から推定する。

Q 3 0 お弁当のバランの分類

お弁当のバランは何に分類したらよいか。

A 3 0 お弁当のバランは、素材がプラスチック製である場合には、大分類「プラスチック」の「その他」に分類する。

Q 3 1 プラスチック製キャップ付きガラス容器の分類

プラスチック製キャップ付きガラス容器は何に分類したらよいか。

A 3 1 食品容器であることが明らかな場合には、大分類「ガラス、陶器」の「食品容器」に分類し、食品容器でない、もしくは、食品容器であることが明らかでない場合には、大分類「ガラス、陶器」の「食品以外容器」に分類する。

Q 3 2 ラミネート加工の食品用の紙製容器の分類

プラスチックフィルムによりラミネート加工された食品用紙製容器は何に分類したらよいか。

A 3 2 総体として紙の割合が多くを占めている場合には、大分類「紙、ダンボール」の「紙製容器」に分類する。

Q 3 3 モップ（プラスチックと金属の混合物）の分類

モップ（プラスチックと金属が容量・重量ベースで1：1程度混合しているもの）は何に分類したらよいか。

A 3 3 重量、容量ともに複数の素材が同等程度使用されている場合は、物の用途がわかる項目に分類する。生活雑貨と推定されるモップは、大分類「プラスチック」の「生活雑貨」に分類する。

Q 3 4 空き缶の中に入っているたばこの分類

空き缶の中にたばこが入った状態の漂着物は、たばこを缶から出して分類する必要があるか。

A 3 4 容器の中から別の分類品目を容易に取り出せるようであれば、それぞれの品目を分類するが、それが困難である場合には、中身を取り出さずに空き缶として分類する。

Q 3 5 「分類に無いもので多数見つかった場合には記載」の定義

「分類に無いもので多数見つかった場合には記載」の「多数」とは何個以上を指すか。

A 3 5 調査地点における過去の調査結果や近傍の調査地点の結果と比較して、分類表に記載のない当該品目の個数が顕著であった場合に「その他多数」に該当する。

Q 3 6 カキ養殖用まめ管の判別

排水処理施設等で使用される流動床担体はカキ養殖用まめ管と類似しているが、どのように判別すれば良いか。

A 3 6 流動床担体はサイズ等がカキ養殖用まめ管と類似しているが、カキ養殖用まめ管より厚みが薄かったり、内側に突起構造がある等の特徴から、カキ養殖まめ管ではないと判別できることがある（図 1）。



図 1 カキ養殖用まめ管（左）と流動床担体（中央、右）の例

（流動床担体の画像は、株式会社宮田工業所ウェブページ「流動床担体・接触材・ろ材」

<https://www.mcl-miyata.co.jp/product/products05.html> より引用）

Q 3 7 漁網とロープが絡まり合って漂着している場合の分類

漁網とロープが絡まり合って漂着おり、それぞれ半分ずつ程度の容量に見えた場合どのように分類すべきか。

A 3 7 漁網とロープが元々一緒に使用されていたものか、あるいは漁具とは関係ないロープが漁網に絡んでいるものかにより扱いが異なる。前者の場合は、魚等の捕獲が目的で使用されていることから漁網が主体であると考えられるため、漁網として分類する。後者の場合は、重量割合はロープの方が大きいと考えられるためロープが主体であるとみなす。その場合、漁具ではないロープであればプラスチックの「その他」の分類となる。

Q 3 8 ウレタンの分類

「ウレタン」は発泡ゴムや発泡樹脂を含んでよいのか。また、発泡倍率の低いポリスチレンや硬化したウレタン等、その素材が判断しづらい場合にはどのように分類すべきか。

A 3 8 調査地において素材を特定することは困難であることや、漂着ごみ調査は市民科学で行われることも多く、市民科学の結果とも比較する可能性があることを考慮し、一般市民にもわかりやすい分類としている。ウレタンの場合には、スポンジ状の素材であれば厳密にウレタン素材ではなくとも「ウレタン」に分類し、硬化したウレタンは「ウレタン」には含めない。

第6章 調査実施（計測）

Q 3 9 素材のわかる破片の計数の要否

素材のわかる破片（例 ペットボトルの破片）については、個数をカウントするのか。

A 3 9 ペットボトルの破片等、元の製品が何であるのか判断可能なものについては、硬質プラスチック破片等ではなく分類表上の該当する品目に分類されるため、個数を計測する。

Q 4 0 ふた付き飲料用ペットボトルの計数

ふた付きの飲料用ペットボトルはフタ：1 個、ボトル：1 個として計測するのか。

A 4 0 ふた付き飲料用ペットボトルは、そのボトル本体及びそのボトルに付いているラベルやふたを含めて、「飲料用ペットボトル」とみなすため、個数は飲料用ペットボトル 1 個となる。

Q 4 1 破片化した状態で漂着しているペットボトルの計数

ペットボトルの破片（元の大きさの半分、5 分の 1 程度等）の個数は 1 個でよいのか。

A 4 1 そのとおりである。ただし、ペットボトルやふたが破損等により複数に分かれて漂着している場合において、その漂着状況や表記からそれらのふたや破損したボトルの破片が元は一つのものであったことが明らかな場合には、それらをまとめて 1 個として個数だけでなく、重量や容量も計測する。

Q 4 2 回収中に破片化する物の計数

回収中にバラバラになるようなものは 1 個でカウントしてから回収すればよいのか。

A 4 2 そのとおりである。そのほか、搬出のため流木を切断する場合等においても、切断前に個数を計測するものとする。

Q 4 3 破片や灌木の計測

灌木や破片の個数の計測は不要とのことであるが、容積や重量は計測するということでしょうか。

A 4 3 そのとおりである。なお、アシ・ヨシも灌木に含まれるため、同様に個数の計測は不要である。

Q 4 4 流木の計量作業

流木・灌木が多い海岸ではどのように計量すればよいのか。

A 4 4 流木については、形状や大きさの違いにより、デジタルはかりにそのまま乗せても安定せずに重量の計測が困難であることから、流木を紐で縛り、はかりの上に底面積の広い容器を乗せた上で計測する等の工夫が有効である。なお、人力で持ち上げることが可能な量に分けて吊りはかりを使用することも有効である。

Q 4 5 中身入りペットボトルについて

中に飲み物が入ったままのペットボトルは、中身を出さずに重量を計測するのか。

A 4 5 お見込みのとおりである。(詳細はQ 1 2を参照)

第7章 調査実施（言語表記調査）

Q 4 6 分類

言語表記等調査のデータシートに記載の「ペットボトルのキャップ」の分類について、データシート①「ボトルのキャップ、ふた」に分類したものをそのまま国別に分類しても良いのか。もしくは、データシート①の「ボトルのキャップ、ふた」の品目に分別したもののから「ペットボトルのキャップ」を選別したうえで言語表記等調査を行うのか。

A 4 6 言語表記調査においては、データシート①もしくは②での「ボトルのキャップ、ふた」の品目に分別したもののから、飲料用ペットボトルのキャップに該当するもののみを選別したうえで言語表記等調査を行う。

Q 4 7 計測内容

「ペットボトル、ボトルのキャップ・ふた、浮子（ブイ）はバーコードやラベル等から国が特定できるものについて個数を計上する」とあるが、国ごとに容積、重量の計量は必要ないか。そのほか、缶、食品容器等で文字やバーコードの表記があれば、計上した方が良いのか。

A 4 7 言語表記調査において、重量や容量の計測は不要である。また、言語表記調査では、ペットボトル、ペットボトルのキャップ、漁業用の浮子を調査対象としているが、これら以外の漂着物の言語表記調査を妨げるものではないが、環境省への報告は現時点では不要である。なお、環境省が過去に実施した上記 3 品目以外の言語表記調査の事例としては、レジ袋があったが、サンプル数が十分でなく、また、回収したレジ袋の表記が劣化により消えており、発生源の特定には活用できなかったことから、ガイドラインでは取り扱っていない。レジ袋の言語表記調査の実施を検討する場合には、調査海岸周辺の市街化率、市街地を横切る河川水の流入状況、海岸近傍のレジ袋の発生源となりうる小売店の存在、河川の流量、海流等を踏まえ、海岸に相当程度のレジ袋が漂着する可能性があるのかに留意する。

第8章 記録

Q 4 8 データシートへの記載

回収しない物はデータシートに記載する必要はないと考えてよいか。

A 4 8 そのとおりである。ただし、大型漂着物については、その漂着ごみの項目、漂着位置の緯度・経度、漂着ごみの容積が把握できる寸法を記録し、重量に換算した値及び個数をデータシートの該当する項目に記入する。

Q 4 9 調査データの最小単位

容積の最小単位は 1L とのことだが、小さい漂着物で、かつ、個数が少ない場合、小数点以下の記載は必要であるか。あるいは、データシートには四捨五入して「0」又は「1」と記載し、野帳には小数点以下の値を記入しておけばよいか。

A 4 9 容積については、回収量が多い品目の容量を細かく記載する必要はないという趣旨で下限値を示したが、回収量が 1L 以下の少ない場合においては、当該漂着量に応じて小数点以下までデータシートに記載するものとする。この場合において、小数点以下何桁までを記載するかについては特段定めていないが、漂着の状況が把握でき、個数及び重量並びに写真等の記録とデータシートの数値に大きな齟齬が出ないことに留意いただきたい。

Q 5 0 大型漂着物の重量換算計数について

大型漂着物の重量を報告する際、容量から換算計数を用いて計算して問題ないか。

A 5 0 大型漂着物の重量換算係数について、代表的な係数（例：流木であれば 0.37 kg/L）を使用してもよいか、同係数は地域により異なるため、地域毎の調査で得られたデータに基づき重量換算係数を設定することが望ましい。